

## 町内会自主防災組織（会）規約

（名称）

第1条 この会は、町内会自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（所在地）

第2条 本会の事務所は、町内会長宅に置く。

（目的）

第3条 本会は、住民の共助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、水害、その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）防災に関する知識の普及啓発に関すること
- （2）地震等に対する予防及び防災訓練に関すること
- （3）地震等の発生における情報収集・伝達、要援護者・負傷者の救出、初期消火、避難誘導、救出救護、給食給水等の活動
- （4）防災資機材等の整備
- （5）その他本会の目的を達成するために必用な事項

（会員）

第5条 本会は、町内会に加入する世帯をもって構成する。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く

- （1）会長 1名
- （2）副会長 名
- （3）班長 名
- （4）会計 名
- （5）監事 名

2 自主防災組織会長（以下「会長」という。）は、町内会長をもってあて、その他の役員は、会員の互選により選出する。

3 役員任期は、町内会役員任期に準ずるものとし、再任を妨げない。

（職務）

第7条 役員は、次の職務に従事する。

- （1）会長は、本会を代表し会務を総括するとともに、地震等の災害発生時における応急活動の指揮命令を行う。
- （2）副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは各班長の指揮を行う。
- （3）班長は災害発生時に班員の指揮を行う。

(4) 会計は収支予算の執行にあたる。

(5) 監事は会計を監査する。

(総会及び役員会)

第8条 総会は年1回開催し、目的及び事業達成のための事項について審議決定する。

また、役員会は必要に応じて随時開催することができる。

2 総会及び役員会は会長が招集する。

(防災計画)

第9条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画等を作成する。

2 防災計画等は次の事項について定める。

(1) 地震などの発生時における本会の組織編制及び任務分担に関すること

(2) 防災知識の普及啓発に関すること

(3) 防災活動計画に関すること

(4) その他必要な事項

(経費)

第10条 本会の経費は、町内会費、その他の収入をもって充てる。

(委任)

第11条 この規約に定めのない事項は、役員会において定める。

附則

この規約は、令和 年 月 日から実施する。

